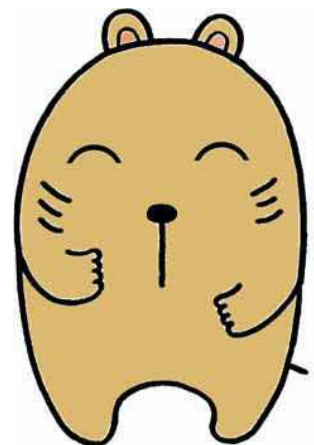


第3章

社会福祉連携推進法人



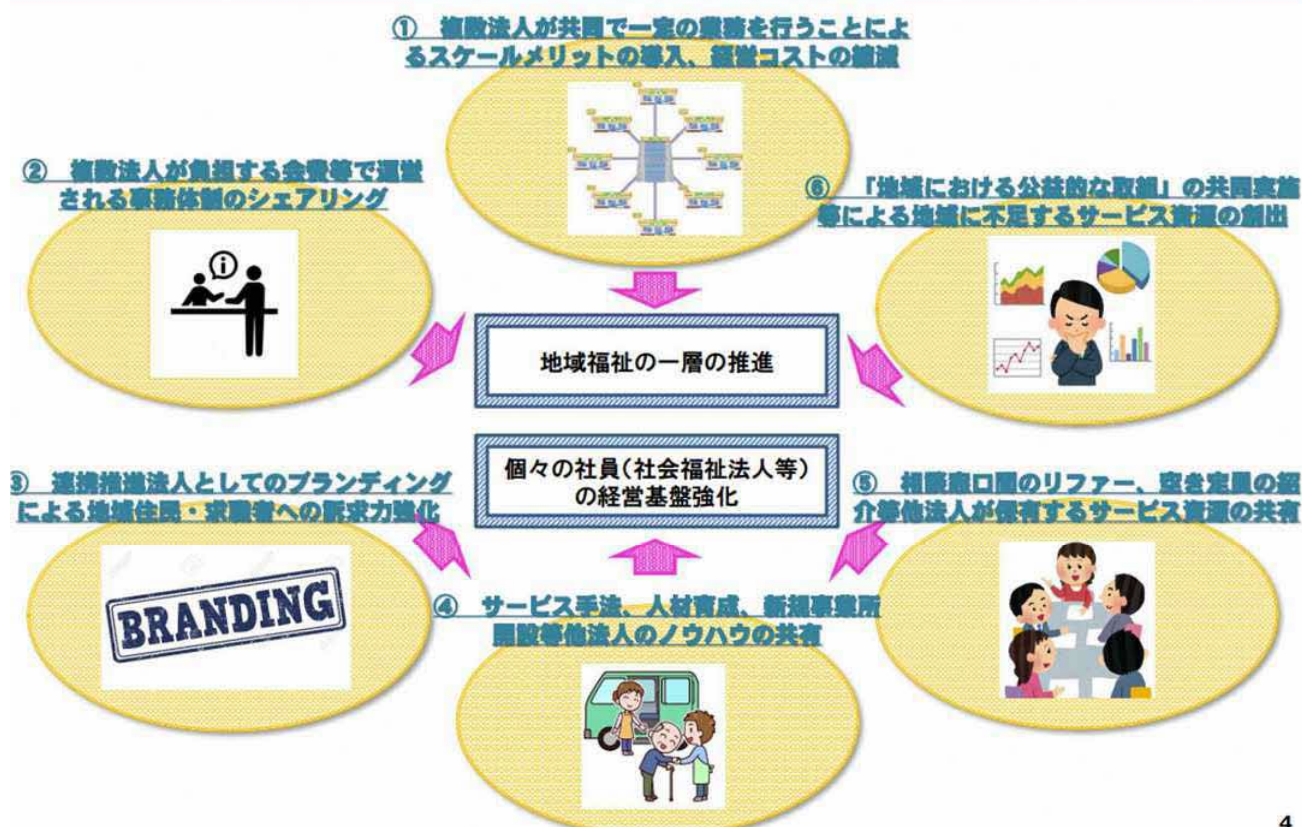
1 社会福祉連携推進法人の概要

1 社会福祉連携推進法人とは

社会福祉連携推進法人（以下「連携推進法人」という。）は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設されたものです。

連携推進法人の設立により、同じ目的意識を持つ法人がここの自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを生かした法人運営が可能となります。

社会福祉連携推進法人設立による効果



4

（出典：厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課 R3.12.21 社会福祉連携推進法人制度施行に向けた自治体説明会資料）

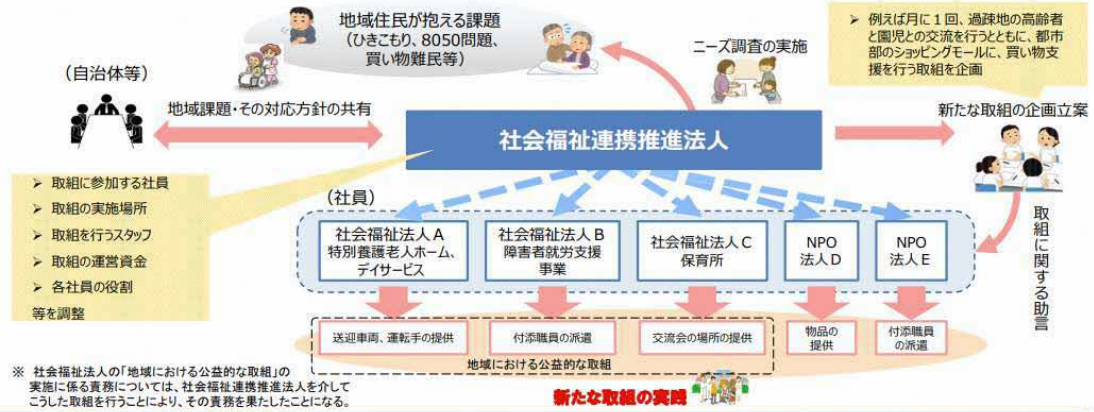
2 社会福祉連携推進法人で行う業務

次の6業務の中から、全部または一部を選択して実施します。

- ①地域福祉支援業務
- ②災害時支援業務
- ③経営支援業務
- ④貸付業務
- ⑤人材確保等業務
- ⑥物資等供給業務

① 地域福祉支援業務のイメージ

- 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として行う「地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援」は、
- ・ 地域住民の生活課題を把握するためのニーズ調査の実施
 - ・ ニーズ調査の結果を踏まえた新たな取組の企画立案、支援ノウハウの提供
 - ・ 取組の実施状況の把握・分析
 - ・ 地域住民に対する取組の周知・広報
 - ・ 社員が地域の他の機関と協働を図るための調整等の業務が該当する。

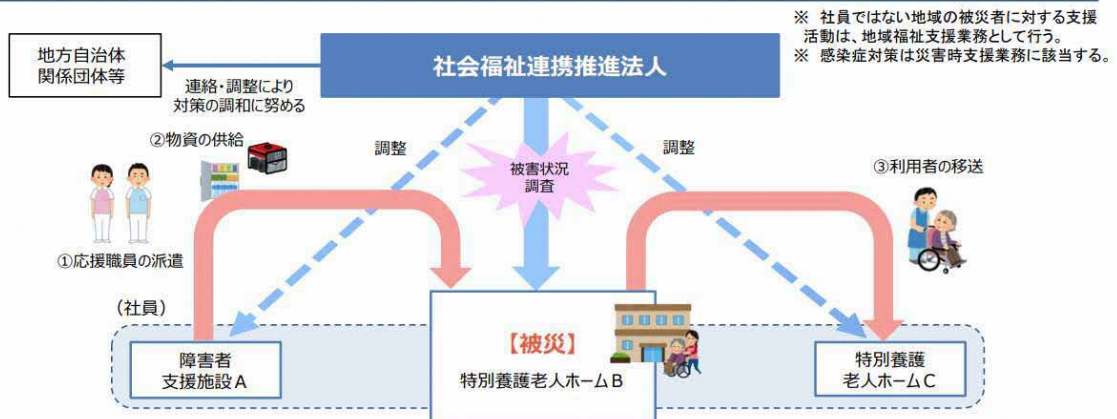


社会福祉連携推進法人の社員による新たな取組の実践により、地域福祉の充実に繋がる

- ※ 地域の福祉ニーズを踏まえつつ、社会福祉連携推進法人が社員である社会福祉法人等を支援する一環で、制度として確立され、定型化・定着している社会福祉事業を除き、社会福祉関係の福祉サービスを行う場合については、以下の要件をいずれも満たせば、地域福祉支援業務に該当することとする。
- ア 社会福祉連携推進法人と社員の両方が当該福祉サービスを提供していること
- イ 社会福祉連携推進法人から社員へのノウハウの移転等を主たる目的とするなど、社会福祉連携推進法人が福祉サービスを実施することが社員への支援にあたること
- ※ 上記に該当する場合であっても、社員である法人の経営に影響を及ぼすことのないよう、社会福祉連携推進法人が多額の設備投資等を必要とする有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅等の入居施設を運営することは、地域福祉支援業務には該当しないものとする。

② 災害時支援業務のイメージ

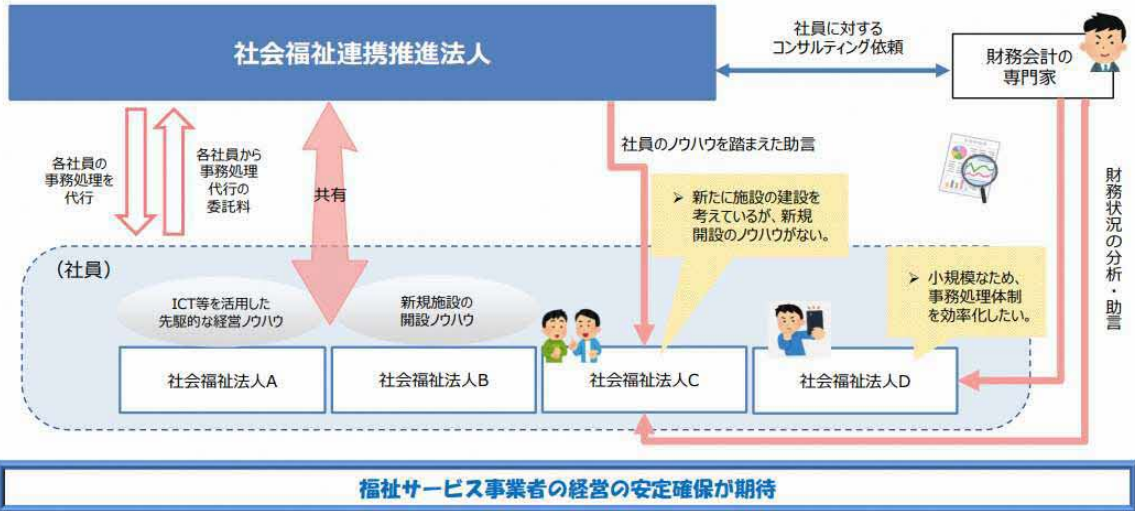
- 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として行う「災害が発生した場合における社員が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援」は、
- ・ ニーズの事前把握
 - ・ BCPの策定や避難訓練の実施
 - ・ 被災施設に対する被害状況調査の実施
 - ・ 被災施設に対する応急的な物資の備蓄・提供
 - ・ 被災施設の利用者の他施設への移送の調整
 - ・ 被災施設で不足する人材の応援派遣の調整
 - ・ 地方自治体との連絡・調整
- 等の業務(※)が該当する。



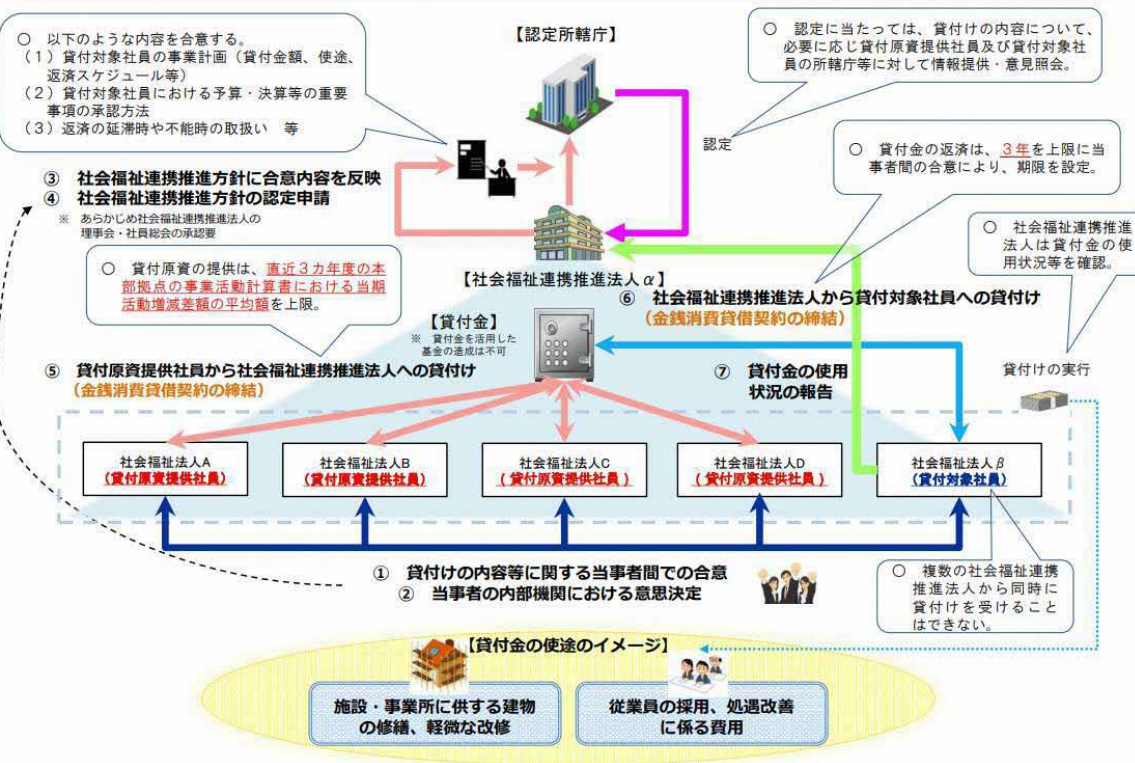
福祉サービス利用者の安心・安全確保、災害時の事業継続の強化に繋がる

③ 経営支援業務のイメージ

- 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として行う「社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援」は、
- ・社員に対する経営ノウハウ等に関するコンサルティングの実施
 - ・賞金テーブルの作成等人事・給与システムに関するコンサルティングの実施
 - ・社員の財務状況の分析・助言
 - ・社会福祉法人会計に関する研修の実施等適正な財務会計の構築に向けた支援
 - ・社員の特定事務に関する事務処理の代行
- 等の業務が該当する。



④ 貸付業務のイメージ



⑤ 人材確保等業務のイメージ

- 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として行う「社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修」は、
- ・ **社員合同での採用募集**
 - ・ **出向等社員間の人事交流の調整**
 - ・ **賃金テーブルや初任給等の社員間の共通化に向けた調整**
 - ・ **社員の施設における職場体験、現場実習等の調整**
 - ・ **社員合同での研修の実施**
 - ・ **社員の施設における外国人材の受け入れ支援**
- 等の業務(*)が該当する。

※介護職種に係る技能実習の監理団体については、経営支援業務として行う。



⑥ 物資等供給業務のイメージ

- 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として行う「社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給」は、
- ・ **紙おむつやマスク、消毒液等の衛生用品の一括調達**
 - ・ **介護ベッドや車いす、リフト等の介護機器の一括調達**
 - ・ **介護記録の電子化等ICTを活用したシステムの一括調達**
 - ・ **社員の施設で提供される給食の供給**
- 等の業務が該当する。

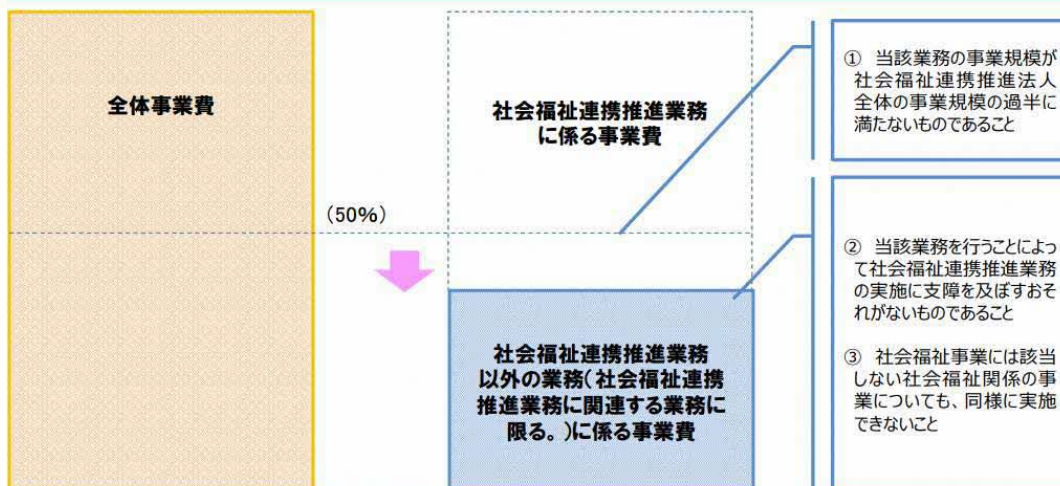


⑦ 社会福祉連携推進業務以外の業務

○ 社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進業務の遂行に支障がない範囲において、以下の要件を満たす社会福祉連携推進業務に関連する業務を行うことは可能とする。

- ① 当該業務の事業規模が社会福祉連携推進法人全体の事業規模の過半に満たないものであること
- ② 当該業務を行うことによって社会福祉連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること
- ③ 法第132条第4項に基づき、社会福祉事業を実施できないこととされており、社会福祉事業には該当しない社会福祉関係の事業についても、例外的に地域福祉支援業務として行われる場合を除き、実施できないこと

※ 対象者を社員の従業員の家族に限定しているサービスは、社会福祉事業ではなく、社員による従業員への福利厚生の一環と整理できるため、人材確保等業務として実施可能である。

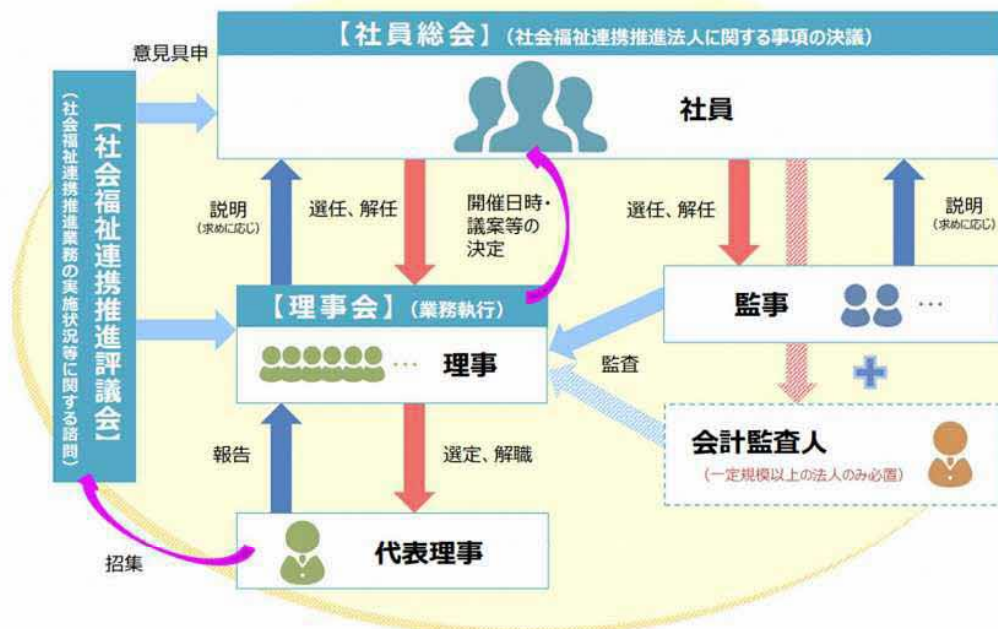


(出典：厚生労働省 社会・援護局 福祉・基盤課 R3.12.21 社会福祉連携推進法人制度施行に向けた自治体説明会資料 2)

3 社会福祉連携推進法人の機関

社員は、連携推進法人に対し、会費等を負担し、議決権の行使等を通じて法人の運営に参画します。社員のうち、過半数は、社会福祉法人でなければなりません。

連携推進法人に置くべき組織機関



18

社会福祉連携推進法人における法人ガバナンスルールの概要

	社員総会 (社員)	代表理事	理事会 (理事)	監事・会計監査人		社会福祉連携推進 評議会
位置付け	法人運営に係る重要事項の議決機関	法人の代表、業務の執行機関	業務執行の決定、理事の職務執行の監督機関	理事の職務執行の監査機関		社会福祉連携推進業務の実施状況等に関する意見具申・評価機関
構成員の資格	社員(法人)	理事	社会福祉連携推進業務について意見を有する者等	財務管理について意見を有する者等	・公認会計士 ・監査法人	・社会福祉連携推進区域の福祉の状況の声を反映できる者を必ず入れる ・業務に応じて、福祉サービス利用者団体、経営者団体、学識有識者等から構成
任期		2年	2年	2年	1年 (社員総会で別段の決議がない場合自動再任)	4年
構成員の員数	2以上	1名	6名以上	2名以上	1名以上	定款で定める員数(3名以上)
理事上の業務				不可 (一社法第65条第2項)	不可 (会計士法第24条第1項)	不可
親族等特殊関係者の制限等			・各理事の親族等の特殊関係者が3人以内であること ・上記の合計数が理事総数の1/3を超えていないこと ・同一法人からの理事が理事の総数の1/3(社員数が2の場合は1/2)を超えないこと	各役員が親族等特殊関係者が含まれていないこと	・理事・監事から公認会計士等の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者等でないこと ・監査法人でその社員の半数以上が上記に該当していないこと	
構成員の選任方法		理事の互選又は社員総会の決議	社員総会	社員総会	社員総会	理事会で人選し、社員総会で承認
議決(意見聴取)事項	・社員の除名 ・理事、監事、会計監査人の選任、解任 ・利益相反取引 ・役員報酬基準の承認 ・定款変更 ・計算書類の承認等		・社員総会の日時、場所、議題、議案 ・代表理事の選定・解職 ・重要な財産の処分、譲受け ・計算書類の承認等			・事業計画 ・社会福祉連携推進評議会の構成員の定数変更等
その他	・社員の過半数は社会福祉法人 ・議決権の過半数は社会福祉法人	理事会又は社員総会の決議で解任可 (一社法第70条第1項、第90条第3項)	社員総会の決議で解任可 (一社法第70条第1項)	社員総会の決議で解任可 (一社法第70条第1項)	会計監査人については、収益30億円又は負債60億円超の場合に必備	意見具申内容及び理事会が諮問を行った場合、議事を社員総会に報告

30

(出典：厚生労働省 社会・援護局 福祉・基盤課 社会福祉連携推進法人の運営等について)

4 認定所轄庁について

連携推進法人の認定所轄庁は、社会福祉法人と同様に、原則として、主たる事務所を北海道におき、事業を行う場合の認定所轄庁は、北海道知事となります。（法第 131 条）

ただし、下記の表のとおり、北海道知事が認定所轄庁とならない場合もあります。

認定所轄庁の区分				
	原則	例外		
	右記に該当しない場合	市域のみで事業を行う場合	市域を越えて1の都道府県の区域内で事業を行う場合	2以上の地方厚生局の管轄区域にわたり事業を行うものであって、厚生労働省で定める場合
			主たる事務所が指定都市	① 社員の主たる事務所が全ての地方厚生局にわたり、かつ社会福祉連携推進業務の全てを行うもの（施行規則第40条の4） 又は ② 社員の主たる事務所が全ての都道府県に所在し、かつ社会福祉連携推進業務のうち2以上の業務を行うもの（認定通知書5の1）
国	×	×	×	○
都道府県	○	×	×	×
指定都市	×	○	○	×
市	×	○	×	×

（出典：厚生労働省 社会・援護局 福祉・基盤課 R3.12.21 社会福祉連携推進法人制度施行に向けた自治体説明会資料2）

5 社会福祉連携推進法人設立の申請について

社会福祉連携推進法人を設立する際には、一般社団法人を設立した上で、認定所轄庁あて申請を行います。



(出典：厚生労働省 社会・援護局 福祉・基盤課 社会福祉連携推進法人の運営等について)

なお、社会福祉連携推進法人の認定等については、「社会福祉連携推進法人の認定等について」（令和3年11月12日付け社援発1112第1号厚生労働省社会・援護局長通知）を参照してください。